



令和8年6月5日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和8年5月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者2者（3営業所）に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 山本、二宮

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和8年5月分 四国運輸局自動車交通部

| 行政処分等の年月日 | 事業の種類 | 管轄運輸支局 | 行政処分等の内容 | 行政処分等の詳細 |
|-----------|----------------|--------|---------------------------|----------|
| 令和8年5月20日 | 一般乗合 (乗合バス) | 徳島 | ・輸送施設の使用停止(70日車) ・文書警告 | 別添 ① |
| 令和8年5月20日 | 一般貸切 (貸切バス) | 徳島 | ・文書警告 | 別添 ② |
| 令和8年5月20日 | 一般乗合 (乗合バス) | 徳島 | ・文書警告 | 別添 ③ |
| 令和8年5月20日 | 一般乗合 (乗合バス) | 徳島 | ・輸送施設の使用停止(10日車) | 別添 ④ |
| 令和8年5月20日 | 一般乗合 (乗合バス) | 徳島 | ・文書警告 | 別添 ⑤ |

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

| | |
|------------|---|
| 行政処分等の年月日 | 令和8年5月20日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 四国交通株式会社(法人番号3480001007522)(代表者 一木加津雄) |
| 事業者の住所 | 徳島県三好市井川町西井川311番地2 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 徳島県三好市井川町西井川311番地2号 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告 |
| 主な違反の条項 | 道路運送法第27条第3項 |
| 違反行為の概要 | 令和7年12月18日に、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(道路運送車両法(以下「車両法」)第48条) (2)自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していたこと(車両法第58条第1項) |
| 当該違反点数 | 7点 |
| 事業者累積違反点数 | 7点 |

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

| | |
|------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和8年5月20日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 四国交通株式会社(法人番号3480001007522)(代表者 一木加津雄) |
| 事業者の住所 | 徳島県三好市井川町西井川311番地2 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 徳島県三好市井川町西井川311番地2号 |
| 行政処分等の内容 | 文書警告 |
| 主な違反の条項 | 道路運送法第27条第3項 |
| 違反行為の概要 | 令和7年12月18日に、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(道路運送車両法第48条) |
| 当該違反点数 | 0点 |
| 事業者累積違反点数 | 4点 |

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

| | |
|------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和8年5月20日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 四国交通株式会社(法人番号3480001007522)(代表者 一木加津雄) |
| 事業者の住所 | 徳島県三好市井川町西井川311番地2 |
| 営業所の名称 | 本社営業所 |
| 営業所の所在地 | 徳島県三好市井川町西井川311番地2号 |
| 行政処分等の内容 | 文書警告 |
| 主な違反の条項 | 道路運送法第27条第3項 |
| 違反行為の概要 | 令和8年3月24日に、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| 当該違反点数 | 0点 |
| 事業者累積違反点数 | 7点 |

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

| | |
|------------|---|
| 行政処分等の年月日 | 令和8年5月20日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 徳島バス株式会社(法人番号4480001001730)(代表者 金原克也) |
| 事業者の住所 | 徳島県徳島市出来島本町1丁目25番地 |
| 営業所の名称 | 徳島営業所 |
| 営業所の所在地 | 徳島県徳島市出来島本町1丁目25番地 |
| 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止(10日車) |
| 主な違反の条項 | 道路運送法第27条第3項 |
| 違反行為の概要 | 令和8年1月21日に、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)従業員に対し、誠実に職務を遂行するように指導監督することが効果的かつ適切に行われていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項) |
| 当該違反点数 | 1点 |
| 事業者累積違反点数 | 1点 |

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

| | |
|------------|--|
| 行政処分等の年月日 | 令和8年5月20日 |
| 事業者の氏名又は名称 | 徳島バス株式会社(法人番号4480001001730)(代表者 金原克也) |
| 事業者の住所 | 徳島県徳島市出来島本町1丁目25番地 |
| 営業所の名称 | 北島営業所 |
| 営業所の所在地 | 徳島県板野郡北島町高房百堤外25番地1号 |
| 行政処分等の内容 | 文書警告 |
| 主な違反の条項 | 道路運送法第27条第3項 |
| 違反行為の概要 | 令和7年11月19日に、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)従業員に対し、誠実に職務を遂行するように指導監督することが効果的かつ適切に行われていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項) |
| 当該違反点数 | 0点 |
| 事業者累積違反点数 | 1点 |

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。